



栃木県公報

平成25年
7月26日(金)
号外
第67号

目次

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集..... 1

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月26日

栃木県知事 福田 富一

- 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - 名称
栃木県交通安全教育センター
 - 所在地
栃木県鹿沼市下石川681番地
栃木県運転免許センター内
 - 設置の目的
県民の交通安全に関する意識の高揚及び知識の普及
 - 規模等
 - 交通教育館
鉄筋コンクリート造2階建（展示用ガレージは鉄骨造平屋建）
敷地面積7,740㎡、延床面積1,863.57㎡
 - 安全運転コース（自転車広場を含む。）
鉄骨造平屋建
敷地面積32,500㎡、延床面積380.76㎡
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - 管理の基準
開館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - 業務の範囲
 - 栃木県交通安全教育センターの施設の維持管理に関すること。
 - 栃木県交通安全教育センターの運営に関すること。
 - その他附帯する業務を行うこと。
- 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 指定管理者として指定する期間に関する事項
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）
- 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県交通安全教育センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 指定申請の受付期間等
平成25年8月26日（月）から同年9月26日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月26日（木）午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒322-0017 鹿沼市下石川681番地 栃木県運転免許センター内
栃木県警察本部交通部運転免許管理課
電話 (FAX) 0289-76-0110

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県警察ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/>)

(警察本部運転免許管理課)